定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十六日

大阪市北区中津二丁目五番二三号

小太郎漢方製薬株式会社

代表取締役　鈴木　一平

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十六日

山口県下関市新地西町一〇番三号

株式会社大新館

代表取締役　大筋　治

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十六日

香川県坂出市大屋冨町一七七六番地七

讃岐塩販売株式会社

代表取締役　片岡　敬典

限定承認公告

本籍新潟県村上市本町一〇七二番地、最後の住所神奈川県秦野市鶴巻南四丁目二五番一七号ハイツ北ノ下一〇二号

被相続人　亡　加用　克彦

右被相続人は平成三十年二月四日頃死亡し、その相続人は平成三十年五月三十日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

札幌市東区北三七条東六丁目三番一二号

限定承認者　加用　貴子

限定承認公告

本籍宮城県仙台市泉区将監一〇丁目三四番、最後の住所宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一六―一七

被相続人　亡　後藤　郁郎

右被相続人は平成三十年二月十八日死亡し、その相続人は平成三十年六月四日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

仙台市泉区将監一〇丁目三四番一号

限定承認者　後藤　猛

限定承認公告

本籍埼玉県加須市麦倉二〇二〇番地、最後の住所東京都足立区古千谷本町一丁目三番一九号特別養護老人ホーム古千谷苑

被相続人　亡　藤井　清次

右被相続人は平成二十九年十二月七日死亡し、その相続人は平成三十年六月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

埼玉県加須市麦倉一八七一番地一

限定承認者　藤井　正

新設分割公告及び合併公告

当社（甲）は、新設分割により新設するロンツホールディングス株式会社（住所熊本県熊本市中央区坪井四丁目一〇番八号）に対して当社の子会社管理事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

また、新設分割の効力が発生することを条件として甲及び乙は合併して乙は甲の権利義務を承継して存続し甲は解散することにいたしました。

効力発生日は会社分割が平成三十年七月三十一日、合併が平成三十年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成三十年七月三十日に予定しております。

この会社分割及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年六月二十日

掲載頁　六十一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年六月二十日

掲載頁　六十二頁（号外第一三三号）

平成三十年六月二十六日

熊本市西区島崎二丁目二二番三九号

（甲）ロンツホールディングス株式会社

代表取締役　西浄　隆志

熊本市中央区坪井四丁目一〇番一号

（乙）ロンツ株式会社

代表取締役　西浄　隆志

宇久島風力発電事業及び平戸南風力発電事業に係る対象事業の引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力開発株式会社

代表取締役　塚脇　正幸

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

二、対象事業の名称、種類及び規模

（株式会社宇久島風力発電所）

宇久島風力発電事業

風力発電事業

出力　約一〇〇、〇〇〇キロワット

（株式会社平戸南風力発電所）

平戸南風力発電事業

出力　約三八、〇〇〇キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を株式会社宇久島風力発電所及び株式会社平戸南風力発電所へ引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社宇久島風力発電所

代表取締役　松本　智

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

株式会社平戸南風力発電所

代表取締役　松本　智

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

取消公告

平成三十年六月二十日（号外第一三三号）掲載の第四十五期決算公告（枠組）は取消します。

平成三十年六月二十六日

大阪市淀川区西中島六丁目一番一号

関西ＮＯＫ販売株式会社

代表取締役　相島　和弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇	上	表中改正後欄中終りから一一	以下	以下
〃	〃	表中改正前欄中一一～一一〇	以下この条及び次条において	以下この条及び次条において
〃	〃	表中改正後欄中八	役員及び職員	役員及び職員
〃	〃	表中改正前欄中七	役員及び職員	役員及び職員者
〃	下	表中改正後欄中五	この条及び第七条	この条及び第七条
〃	〃	〃一	この条	この条
〃	〃	表中改正前欄中二	この条	この条
二一	上	表中改正前欄中三	退任した	退任又は退職した
二四	下	〃終りから九	〃	〃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十六日付第一三七号
●三月三十日付参会第一〇一九二ページ●同日付政府調達第一一八号四〇ページ
号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）